

「北のハイグレード食品」等マーク使用規程

（目的）

第1条 この規程は、北海道経済部食関連産業室（以下「食関連産業室」という。）が所管する次のマークの使用について、必要な事項を定めるものとする。

- （1）「北のハイグレード食品」マーク
- （2）「北のハイグレード食品^{プラス}」マーク
- （3）「北のハイグレード食品S（セレクション）」マーク

（事務処理）

第2条 マークの使用に関する事務は、食関連産業室が行う。

（使用対象）

第3条 マークの使用は、次の場合について認める。

- ・選定商品パッケージに使用する場合
- ・選定商品のPRツールに使用する場合

（マークの仕様）

第4条 マークの仕様は、別記によるものとする。

（使用手続）

第5条 マークの使用を希望する者は、事前に、別記様式1の「北のハイグレード食品」等マーク使用届出書を食関連産業室に届け出るとともに、マーク表示後の商品等を速やかに提出しなければならない。

- 2 マークを取得した商品の内容を変更する際は、別記様式2の「北のハイグレード食品」等仕様変更届出書を食関連産業室に提出し、食関連産業室はマークの使用継続の可否を関係者と協議し、その結果を提出者に通知するものとする。

（誤認の防止）

第6条 マーク使用事業者は消費者等に誤認させるような方法でマークを使用してはならない。

（使用の取消）

第7条 次の各号に該当する事由が発生したと認定したときは、食関連産業室がマークの使用を取り消すことができる。

- （1）選定商品の品質が低下したとき
- （2）選定商品の内容に著しい変更があったとき
- （3）マーク使用事業者に、信用失墜行為があったとき
- （4）マーク使用事業者がマークを不正に使用したとき
- （5）マーク使用事業者がマークの仕様を意図的に変更したとき
- （6）第6条に該当すると食関連産業室が認めたとき
- （7）食関連産業室がマークの使用の終了を決定したとき

（事故、苦情等の処理）

第8条 マークを使用した商品の品質・内容に関する事故、苦情等（以下「事故等」という。）が発生した場合は、使用者が誠意を持って、使用者の責任のもとに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項に規定する事故等について、北海道は一切の責を負わないものとする。

(その他)

第9条 この規程に定めのない事項については、その都度、食関連産業室と関係者による協議を行い定める。

附 則

この規程は平成26年2月14日より施行する。

この規程は平成29年3月3日より施行する。

この規定は令和元年5月1日より施行する。

この規程は令和元年8月1日より施行する。

■「北のハイグレード食品」等マークの仕様

1. 形 状

次のとおり



「北のハイグレード食品」マーク



「北のハイグレード食品+」マーク



「北のハイグレード食品 S」マーク

2. 留意事項

- このマークのシグネチャー（組合せ方）は、変形・改造しないこと。